

内 容

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六親福祉会が設置経営する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 事業所は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 事業所は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
 - 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 4 事業所における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
 - 6 事業所自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 7 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 8 指定認知症対応共同生活介護の提供に当たっては、関係市区町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(入居定員)

第3条 事業所の入居定員は18名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| 一 管理者 | 1名以上 |
| 二 計画作成担当者 | 2名以上 |
| 三 看護職員 | 1名以上 |
| 四 介護職員 | 12名以上 |

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者
この事業所の従業者の管理及び介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者
介護計画を作成する。
- 三 看護職員
入居者の状態の判断、介護職員に対し医療面からの適切な指導、援助を行う。
- 四 介護職員
介護職員は、介護サービスの提供に当る。

(事務分掌)

第6条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(会議)

第7条 事業所の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- 一 法人全体会議
 - 二 スタッフ会議
 - 三 グループ会議
 - 四 給食会議
 - 五 その他、管理者が必要と認める会議
- 2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

内 容

第3章 入居者に対する介護サービス内容及び利用料

(利用料等の受領)

第8条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する介護サービスを提供した場合には、入居者から利用料の一部として、当該介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該事業所に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入居者から受けることができる。

一 食材料費（1日あたり）…700円

二 居住に要する費用（1日あたり）…1,000円 *トイレ付居室については100円加算（1日あたり）

三 共益費《内訳：水道光熱費及び教養娯楽資材》（1日あたり）…400円

四 オムツ代…実費

五 理美容代…実費

六 その他、介護サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

(介護サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第9条 事業所サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者その者が介護認定審査会において審査された要介護認定等により作成された介護計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(受給者資格等の確認)

第11条 事業所は、介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

(入退所)

第12条 事業所は、要介護者及び要支援2であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

2 事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認を行う。

3 事業所は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院若しくは診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

5 事業所は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 事業所は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

7 事業所は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業所等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

内 容

(要介護認定等の申請に係る援助)

第13条 事業所は、入居の際に要介護認定等を受けていない入居申込者について、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。

2 事業所は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の60日前から30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第14条 事業所は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している共同生活介護の名称を、退去に際しては退所の年月日を、当該入居者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(介護計画の作成)

第16条 管理者は、計画作成担当者に介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護計画の作成に当っては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、入居者の多様な活動の確保に努める。

3 計画作成担当者は、介護計画の作成に当っては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

4 計画作成担当者は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の目標及びその達成時期、認知症対応型共同生活介護の内容、介護サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した介護計画の原案を作成する。

5 計画作成担当者は、介護計画の原案について、入居者に対して、説明し、同意を得た上で交付する。

6 計画作成担当者は、介護計画作成後においても、認知症対応型共同生活介護の提供に当る他の職員との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(介護サービス等の取扱方針)

第17条 事業所は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 事業所は、入居者一人一人の人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 事業所は、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 事業所は、介護サービスの提供に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業所は、介護サービスの提供に当っては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

6 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族の同意を得て、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。

7 事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(介護)

第18条 介護は、入居者の心身の状況に応じ入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 事業所は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護を受けさせない。

3 事業所は、入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従事者が共同で行うよう努める。

内 容

(社会生活上の便宜の提供等)

第19条 事業所は、入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

2 事業所は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

3 事業所は、常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(入居者に関する保険者への通知)

第20条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

一 正当な理由なしに介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第21条 事業所は、入居者に適切な介護サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制は月ごとの勤務割表を作成する。

2 前項の介護従事者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 事業所は、介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第22条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和を努める。

一 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。

二 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと。

三 喧嘩、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 管理者は、入居者が次の各号に該当すると認められたときは、当該入居者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービスの中止等の措置を行う。

一 施設の秩序を乱す行為をしたとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

三 故意にこの規程等に違反したとき。

(緊急時等の対応)

第23条 介護従業者は、現に介護サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならない。

2 事業所は前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第24条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従事者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 入居者に対する事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

3 入居者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

内 容

第25条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知させるとともに、**年2回**定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第26条 事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第27条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を行う。
- 二 指定認知症対応型共同生活介護における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を1月に1回程度、定期的に関行するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
- 三 指定認知症対応型共同生活介護における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
- 四 指定認知症対応型共同生活介護において、介護職員その他の事業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 五 前四号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第28条 事業所は、入居者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入居者の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制、常時確保していること。
- 三 入居者の病状が急変した場合において、事業所の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県に届け出るものとする。

3 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 事業所は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び事業所に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

6 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

7 事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設及び病院との連携及び支援の体制を整える。

(掲示)

第29条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第30条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 事業所は、施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない為に必要な措置を講じる。

内 容

3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者及びその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者及びその家族の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業所等に対する利益供与等の禁止)

第31条 事業所は、居宅介護支援事業所等はその従業者に対し、要介護被保険者等に当該指定認知症対応型共同生活介護を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業所等又はその従業者から、当該指定認知症対応型共同生活介護からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第33条 事業所は、入居者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第34条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症への対応力向上に向けた取り組み)

第35条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(ハラスメント対策)

第36条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第37条 事業所は、その提供した指定認知症対応型共同生活介護等に関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、その提供した指定認知症共同生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から

内 容

の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 事業所は、その提供した指定認知症共同生活介護に関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第38条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、入居者、入居者の家族、施設が所在する市町村の職員又は施設が所在する区域を管轄する法第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 事業所は、その事業の運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
- 4 事業所は、その事業の運営に当っては、提供した指定認知症対応型共同生活介護等に関する入居者から苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第39条 事業所は、介護サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第40条 事業所は、職員、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、入居者に対する介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 **第24条3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録。**

内 容

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

平成21年 4月 1日一部改正

平成22年 8月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 3月 1日一部改正

平成25年 12月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正